

事務事業評価調書

平成18年 6月1日現在

整理番号 12 - 1

事業名 (計画事業名)	給食センター調理業務委託事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会 学校給食センター係
(細事業名)	調理業務委託	調書作成者職氏名	主事 橋本 聡

事業の位置づけ	【第4期雄武町総合計画】 登載事業 - 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	委託前(平成14年度)に学校給食センター調理業務委託の方針を作成
施策の項目の分類	学校教育の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	学校給食の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)

事業の説明等			
事業の対象	(Who) 小中学校の児童・生徒及び教職員	受益者負担	有
事業の意図	(What) 上記へ給食の供給をする。		
事業の手段	(How) 民間会社に委託。学校給食の製造、食器洗浄など。		
事業の結果	(Outcome) 完全給食の実施		

事業の執行状況	事業量の推移について記入	備考欄は直近年度の事業費実績値を記入
---------	--------------	--------------------

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
町内小学校6校、中学校1校	4～3月まで	4～3月まで	4～3月まで	4～3月まで	小・中学校7校	H14～H19	16,733千円
児童・生徒・教職員数約470名分	年間給食数	年間給食数	年間給食数	年間給食予定数	給食者数約470名		
の給食を調理・供給	104,262食	104,234食	96,901食	約95,000食 (16,410千円)	年間給食日数		
					小200日、中196日		
					延べ約95,000食		

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
毎月の栄養士の作成する献立表に基づき給食の調理。 年間給食日数、小学校200日、中学校196日を予定。	17年度より町のホームページに学校給食だよりを掲載。
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	契約書の「業務仕様作業書」「業務区分」「経費区分」により分担。

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】

(民間補助事業の場合) (2)民間に対する支援の役割 ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備 イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、 行政と住民の協働環境の整備 ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも 効果的・効率的な公共的事業	(民間に対する支援の妥当性) a 行政が支援すべきである b 一部は民間が独自に行うべきである c 民間が独自に行うべきである (説明)
情勢変化 ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実 イ 規制緩和等による民間の役割の拡大 ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大 エ 民間等の自主的取組の必要性 オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性	(説明) 学校給食費保護者負担金の額の改定(値上げ)
今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)	(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等
[事業の効果](事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか) a 事業の効果が顕著に現れている b 事業の効果が程度現れている c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない	(説明) 経費の削減。 委託前～H14人件費等に依る予算額18,870,028円 委託料～16,480千円。H18年度当初は16,410千円。
[事業の必要性](社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか) a 大方の町民の理解が得られる事業と考える b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える	(説明)
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可 (導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()	(説明)
執行事業の外部委託の可否 実施中・全部可・一部可・不可	(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 学校給食調理業務の委託(派遣調理員5名) 地元採用 (給食配送業務についても地元業者に委託)
【広域連携の活用】	
広域連携の導入の検討 可・不可 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()	(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める
執行事業の広域連携の状況 該当・非該当 (導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()	(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める
【特定財源の変動】	
国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無 (変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()	(説明)
【事業の対象・手段】	
事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か) a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を 予定している c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を 検討している	(説明)
その他(事業の対象や手段は全般的に適切か) a 適切である b 現在の対象・手段に改善余地がある c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある	(説明)
[事業の休廃止の影響](事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか) a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業 などであり、休廃止することができない b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止 することが困難な特別の事情がある c 事業の休止を検討することができる d 事業の廃止を検討することができる	(説明)

事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 — A 選択の場合のみ
(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

児童・生徒数の減少に伴う給食数の減による縮小が考えられる。

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 12 - 2

事業名 (計画事業名)	学校給食センター備品購入事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会 学校給食センター係
(細事業名)	フードスライサー購入	調書作成者職氏名	主事 橋本 聡

事業の位置づけ	【第4期雄武町総合計画】 登載事業 - 非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	学校教育の充実	【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	学校給食の充実	

事業の説明等			
事業の対象 (Who)	小中学校の児童・生徒及び教職員	受益者負担	無
事業の意図 (What)	給食調理に使用する厨房機器の更新		
事業の手段 (How)	フードスライサー1台購入		
事業の結果 (Outcome)	機器の老朽化によるトラブル、衛生不安(部品のゴムの劣化による剥離混入等)の解消		

事業の執行状況 事業量の推移について記入 備考欄は直近年度の事業費実績値を記入

【事業内容】	【H15実績】	【H16実績】	【H17実績】	【H18予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
施設用・厨房用・学校給食用	保温箱・食缶購入	給食配膳台購入	フードスライサー	給食配膳台購入	学校給食センター	H10～H18	1,155千円
備品の更新、購入	圧力容器貯湯槽 マンホール蓋	96,000円	購入 1,155,000円	購入 340,000円	給食配膳台購入 施設整備事業として 高圧洗浄機 自動ガス炊飯器		
	515,844円						1,884千円

【事業計画の達成状況】	<ul style="list-style-type: none"> a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない 	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
-------------	---	--------------------------

【本年度の事業実施スケジュール】	<p>4月17日 見積合せ、4月20日 契約、5月15日 給食配膳台、鋳物炊飯釜納入済み</p> <p>学校給食センター施設整備事業として(予算額2,950千円)</p> <p>5月13日 ガス回転釜の入れ替え終了</p> <p>夏休み期間中に食缶洗浄機入れ替え予定</p>	【町民への周知方法】
		【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	<ul style="list-style-type: none"> 町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
<p>民間との役割分担</p> <p>(1)行政としての役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務 	<p>(行政と民間のいずれが行うべきか)</p> <ul style="list-style-type: none"> a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである <p>【説明】</p>

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>学校給食費保護者負担金の額の改定</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>[民間能力の活用]</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>[広域連携の活用]</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>[特定財源の変動]</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の対象・手段]</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>[事業の休廃止の影響] (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

[来年度に向けた事業の方向性]

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 — (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

備品購入事業として、18年度政策予算に計上したのは、給食配膳台と鋳物炊飯釜の2件で340千円。

施設整備事業として、18年度政策予算に計上したのは、ガス回転釜と食缶洗浄機の2件で2,950千円。(総合計画18～19年度新規事業として追加)

次年度、施設整備事業の中で、施設・設備等の整備・更新を行う

(説明)

事務事業評価調書

平成 18 年 6 月 1 日現在

整理番号 12 - 3

事業名 (計画事業名)	学校給食センターアスベスト対策事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	教育委員会 学校給食センター係
(細事業名)	給食センターボイラー室アスベスト除去工事	調書作成者職氏名	主事 橋本 聡

事業の位置づけ	【第4期雄武町総合計画】 登録事業 - 非登録事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	【根拠法令等】
施策の項目の分類	学校教育の充実	【事務種類】 自治事務(その他・補助)
主要施策の分類	学校給食の充実	

事業の説明等			
事業の対象 (Who)	施設利用者(職員、調理員)	受益者負担	無
事業の意図 (What)	吹き付けアスベストの剥離落下による繊維飛散のおそれがあることから完全除去する		
事業の手段 (How)	専門業者によるアスベストの完全除去工事		
事業の結果 (Outcome)	白石綿を完全に撤去することにより衛生、健康面の不安解消		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】	【H17実績】	【H 実績】	【H 実績】	【H 実績】	【H 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
給食センターボイラー室(120.4㎡)	アスベスト					なし	H17(単年度)	3,395千円	
壁・天井の鉄骨面の吹き付け	除去処理								
アスベスト(石綿)除去処理	廃棄処理								
	濃度測定								

【事業計画の達成状況】	【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
	【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業
	代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取
	関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである 【説明】

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事业</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間等の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>学校給食費保護者負担金の額の改定</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当 ・ 非該当 (既に10年を超えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>(事業の効果)(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>(事業の必要性)(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PF! ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>国庫補助金(学校給食施設整備費)1,867千円</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

- B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)
- C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)
- D 廃止

担当所管評価

方向性 —
 (上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

健康被害の懸念があるアスベスト(石綿)の完全除去を終了

(説明)